

静岡県がんセンター局管理規程第5号

静岡県がんセンター局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年4月16日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県がんセンター局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

静岡県がんセンター局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この管理規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、静岡県がんセンター局の締結する契約のうち<u>1994年4月15日マラケシュ</u>で作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、<u>2012年3月30日ジュネーブ</u>で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この管理規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、静岡県がんセンター局の締結する契約のうち<u>2012年3月30日ジュネーブ</u>で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程は、この管理規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。